

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成17年条例第39号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、1つの<u>年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、1つの<u>年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該<u>年度</u>の中途において新たに職員となるもののその<u>年度</u>の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数 (3) 当該<u>年度</u>の<u>前年度</u>において特別職に属する地方公務員、春日部市以外の地方公共団体の職員、国家公務員その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「特別職に属する地方公務員等」という。）であった者であって引き続き当該<u>年度</u>に新たに職員となったものその他規則で定める職員 特別職に属する地方公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該<u>年度</u>の<u>翌年度</u>に繰り越すことができる。 (特別休暇) 第14条 2 (15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行う	(年次有給休暇) 第12条 年次有給休暇は、1つの<u>年</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、1つの<u>年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。 (2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、当該<u>年</u>の中途において新たに職員となるもののその<u>年</u>の在職期間を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数 (3) 当該<u>年</u>の<u>前年</u>において特別職に属する地方公務員、春日部市以外の地方公共団体の職員、国家公務員その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号において「特別職に属する地方公務員等」という。）であった者であって引き続き当該<u>年</u>に新たに職員となったもののその他規則で定める職員 特別職に属する地方公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数 2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、規則で定める日数を限度として、当該<u>年</u>の<u>翌年</u>に繰り越すことができる。 (特別休暇) 第14条 2 (15) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行う

こと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(16) 次条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(20) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1つの年度において5日の範囲内で必要と認める期間

(21) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年度の6月から9月までを取得期間として7日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員並びに当該年度の6月1日以後において新たに職員となった者及び5月31日に勤務していない職員で6月1日以後職務に復帰した者等にあっては、市長が別に定める日数)の範囲内の期間。ただし、市長が特に必要と認めたときは、当該取得期間を変更することができる。

(組合休暇)

第16条

3 組合休暇は、1つの年度につき20日を超えて与えることはできない。

こと又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(16) 次条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間

(20) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1つの年において5日の範囲内で必要と認める期間

(21) 職員が夏季において心身の健康の保持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1つの年の7月から9月までを取得期間として7日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、市長が別に定める日数)の範囲内の期間。ただし、市長が必要と認めたときは、当該取得期間を変更することができる。

(組合休暇)

第16条

3 組合休暇は、1つの年につき20日を超えて与えることはできない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在職する職員に係る平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の年次有給休暇の日数については、改正後の春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定にかかわらず、改正前の春日部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項及び第2項の規定により平成23年において受けることができることとされた日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じた日数に5日（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し5日を超えない範囲内で市長が別に定める日数）を加えた日数とする。
- 3 施行日の前日に在職する職員に係る平成23年度の改正後の条例第14条第2項第15号、第16号及び第20号の規定による特別休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、改正前の条例第14条第2項第15号、第16号及び第20号の規定により平成23年において受けることができることとされた日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じた日数に2日（改正後の条例第14条第2項第15号においてその養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合及び同項第16号において要介護者が2人以上の場合にあつては、3日）を加えた日数とする。
- 4 施行日の前日に在職する職員に係る平成23年度の組合休暇の日数については、改正後の条例第16条第3項の規定にかかわらず、改正前の条例第16条第3項の規定により平成23年において受けることができることとされた日数から、同年1月1日から施行日の前日までの間に受けた日数を減じた日数に5日を加えた日数とする。